

宇部市校区コミュニティ団体事務局運営費助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民による自主的な地域コミュニティの推進を図るため、校区コミュニティ団体の事務局運営に要する助成金について、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象)

第2条 助成金の交付を受けることができるものは、宇部市コミュニティ推進地区連絡協議会に属する校区コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）とし、助成金の対象は次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 校区コミュニティ団体の事務局運営に要する人件費
- (2) その他事務局運営に要する経費(年間50,000円を限度とする)

(助成の条件)

第3条 協議会は善良な管理者の注意を持って助成金を執行し、事務局を運営するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、当該年度の予算の範囲内で別に定める。

(交付の申請)

第5条 協議会の長は、助成金の交付を受けようとするとき、宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金交付申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、交付の申請を受け、その内容を審査の上、適当と認めた場合は、助成金の交付の決定を行い、宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金交付決定書(様式第2号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(交付の請求)

第7条 協議会の長は、交付の決定を受けたとき、宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(変更および中止)

第8条 協議会の長は、交付の決定を受けた後に内容等に変更が生じたとき、または中止しようとするときは、宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金変更交付申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

2 市長は前項に規定する宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金変更交付申請書が提出されたときは、これを審査し、必要に応じて助成金額を変更し、宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金変更交付決定書(様式第5号)により、その内容を申請者に通知しなければならない。

(概算払い)

第9条 この助成金は概算払いにより交付することができる。

(実績報告書の提出)

第10条 協議会の長は、当該年度終了後、速やかに宇部市校区コミュニティ団体事務局運営助成金実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(検査)

第11条 市長は、助成金に係る予算の執行の適正を期するため、報告に基づき、協議会に必要な指示を行い、及び帳簿等関係書類を検査することができる。

(助成金の返還)

第12条 市長は、助成金の執行について不適当と認められるときは、交付した助成金の全部または一部を返還させることができる。

(書類の保存)

第13条 助成対象団体は、助成金の収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、事業完了した年度の翌年から起算して5年間保存しなければならない。

(情報の公開)

第14条 この要綱の規定に基づき助成対象団体が提出した書類は、宇部市情報公開条例第2条第2号に掲げる公文書とする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。